

南伊勢ワークスペースに係る宿泊使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南伊勢ワークスペースの設置及び管理に関する条例(令和6年南伊勢町条例第52号。)及び南伊勢ワークスペースの設置及び管理に関する条例施行規則(令和6年南伊勢町規則第27号。以下「規則」という。)の施行に関し、宿泊使用時における必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第2条 町長は、規則第4条に規定する使用許可が宿泊を伴うものである場合は、申請された個室に加え、次の箇所の使用を許可したものとみなすものとする。

申請された個室	左記の個室に加え使用を許可する箇所
オフィス棟1階個室	オフィス棟2階ホール、オフィス棟風呂、宿泊棟ランドリー室
宿泊棟個室	宿泊棟共用スペース、宿泊棟ランドリー室、宿泊棟シャワー室、オフィス棟風呂

(使用料)

第3条 宿泊使用における前条で規定の箇所の使用料は無料とする。

(日数計算)

第4条 宿泊使用における日数の考え方は、規則別表で定める「宿泊者の利用時間」をもって1日とみなすものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。